

千葉市職員措置請求（21千監(住)第5号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成21年11月26日

3 請求内容

熊谷俊人前議員（現千葉市長）の平成20年度政務調査費のうち、1,445,527円を返還するよう請求することを勧告されたい。

4 監査対象事項

熊谷俊人前議員（以下「熊谷前議員」という。）に対し当時の市長が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

5 監査結果

(1) 結論

熊谷前議員に対し当時の市長が交付した平成20年度の政務調査費については、違法又は不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

ア 政務調査費の適否の考え方について

政務調査費は、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるが、調査研究の費用であっても、議員の日常生活上当然に必要な費用など、公金をもって充てるべき内容を欠いているのであれば、政務調査費とは認められないと言うべきである。

また、条例、規程、マニュアルにおいて特段制限は設けられてはいないが、政務調査費は公金の支出であるから、政務調査費を使用して業者へ委託する場合には、その額は相当なものでなければならず、特に親族その他特別の関係のある業者に委託するときは、価格の妥当性をはじめとして相手方を選定した理由について市民に説明しうるものであることが求められる。

イ 市議会レポート印刷費等について

市議会レポートは、主に議員が議会における質問や市の答弁内容を市民に対し報告するもので、それに係る経費は別表の「広報費」に該当する。

議会における質問用のフリップは、市政に関する調査研究活動の成果に基づいて市議会において質問する内容の現状や問題点を解りやすくし、あるいは強調するためのものであって、これに要する経費は別表の「資料作成費」に該当する。

確かに、熊谷前議員は休職中とは言えメロウリンク(株)（以下「メロウリンク」という。）に在籍し、社会保険料を負担してもらっていたのであるから、熊谷前議員とメロウリンクとは特別な関係にあったと言える。

この点について、熊谷前議員の説明によれば、メロウリンクを選定した理由は次のとおりである。

- ① メロウリンクの事業所が市議会棟から近い所に所在しており打ち合わせや校正がやりやすく便利であったこと。特に当該事業所に出向きパソコン操作などをすることができたこと。
- ② 対応が柔軟で迅速であり、作成内容も優れており満足のいくものを納品してくれること。

また、熊谷前議員は他の業者に問い合わせたことがあるが、見積金額はむしろ高く、校正を短期間に6、7回行うところ、2、3回しかできない旨の回答があったことから、メロウリンクに継続して発注したとしている。

こうしたことから、熊谷前議員がメロウリンクに発注したことには合理的な理由があると言える。

ウ ホームページの更新料について

請求人は、支出は1年分を先払いしたものであると思われるため、議員辞職後の分は対象外である旨主張するが、メロウリンクの熊谷前議員への請求書には、平成20年4月1日から21年3月31日までの1年間のホームページの更新料であることが明記されており、後払いであることが認められる。

「熊谷俊人公式Web」は、議会報告や政策、市に対する要望の内容等市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報や、それらを聴取するための連絡先等が掲載され、市の施策や議会活動について市民に報告しているものであり、別表の「広報費」の使途基準に沿うものである。

「熊谷俊人の日記」は、自らインターネットを利用して作成しているものであって、メロウリンクに対する契約の対象とはなっておらず、政務調査費も充てられていない。

エ 事務所の電気代について

本件事務所は、民主党千葉市稲毛区支部（以下「稲毛区支部」という。）、熊谷前議員及び天野県議会議員（以下「天野議員」という。）の共用となっているが、これに係る経費のうち、家賃及び電気代の2分の1は稲毛区支部が負担し、家賃は熊谷前議員及び天野議員がそれぞれ4分の1、電気代は熊谷前議員が2分の1を負担し、天野議員は負担していない。

事務所費の負担のあり方については、家賃や電気代を個別に捉えるのではなく、諸経費全体を併せて事務所の利用に係る経費として熊谷前議員の負担が妥当なものであるかを検討する必要がある。

本件事務所は、稲毛区支部として設置されたものであり、これに要する各月の経費は家賃（水道代は家賃に含まれている。）と電気代であるが、電気代が最も高額であった平成21年3月を例にとれば、熊谷前議員と天野議員の負担割合は58：42となっている。

熊谷前議員の負担割合は天野議員のそれを16ポイント上回っているが、天野議員が別に事務所を設置し本件事務所は主として熊谷前議員が利用していたことからすると、両者の負担割合は本件事務所の利用実態を十分に斟酌したものであり、むしろ熊谷前議員の負担割合は少ないと言えよう。

オ 新聞の購読料について

請求人は、幹事長会議で新聞・雑誌は購読部数1部のみの支出が可能とされているのに、熊谷前議員は千葉日報等4紙を購読しているため、千葉日報購読料以外は不正な支出である旨主張する。

この点についてマニュアルは「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能」としており、発行政党が異なれば複数紙購読することを妨げるものではない。

政党が発行しているのは、しんぶん赤旗と社会新報であり、いずれも熊谷前議員が所属していない政党の新聞各1部の購読であるから、これらに係る経費は使途基準に合致するものである。

なお、熊谷前議員の購読状況は、千葉日報は自宅に、他の3紙は事務所に配達されているので、通常の一般家庭において新聞1紙が購読されていることから、千葉日報の購読料に政務調査費を充てることの是非について検討する。

千葉日報の記事は県政や市政に関する内容が豊富であり、購読者も政治や行政に関わりのある人々が多くなっているものであり、また熊谷前議員は一人暮らしで家族が同紙を購読している実態もなく、事務所に配達される3紙と同様の利用実態であることが認められる。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第2号をご覧ください。